

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十七年七月一日から九月三十日までとする。

平成二十七年十一月二十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数
二十三件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 茨城県の飲食業者（震災により建物が一部破損、一時営業停止を余儀なくされた）
二 茨城県の電子部品製造業者（震災により工場が一部破損）
三 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により主要な製造機械が損壊、取引先の事業廃止に伴い売上が減少）
四 宮城県沿岸部の燃料小売業者（津波により倉庫等が全壊、商品等が流出）
五 宮城県沿岸部の介護事業者（津波により建物が浸水、設備等の買い替えを余儀なくされた）
六 宮城県沿岸部の水産卸売業者（津波により在庫等が流出、風評被害により売上が減少）
七 宮城県沿岸部の水産小売業者（津波により事務所・車両等が流出）
八 茨城県の宿泊業者（震災により建物が一部損傷、原発事故による観光客減少に伴い売上が減少）
九 宮城県沿岸部の美容業者（津波により器具備品等の設備が全て流出）
十 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
十一 岩手県内陸部の食品製造業者（震災により設備等が全壊又は半壊、一時外注による製造を余儀なくされた）

- 十二 岩手県内陸部の卸売業者（震災により建物が一部損壊）
- 十三 茨城県の建設業者（震災により主要取引先からの工事受注が一時停止し、売上が減少）
- 十四 福島県会津地方の宿泊業者（震災により建物が一部損傷、原発事故による観光客減少に伴い売上が減少）
- 十五 岩手県沿岸部の建設業者（震災により在庫等が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
- 十六 青森県沿岸部の小売業者（震災により販売予定商品にキャンセルが発生し、売上が減少）
- 十七 茨城県の生活関連サービス業者（震災により事務所、機材等が一部損壊、取引先の一時休業により売上が減少）
- 十八 岩手県沿岸部の生活関連サービス業者（津波により店舗、設備等が流出）
- 十九 岩手県沿岸部の水産卸売業者（津波により店舗等が損壊、在庫等が流出）
- 二十 宮城県沿岸部の卸売業者（震災により事務所が損壊、取引先の被災等により売上が減少）
- 二十一 福島県中通りの電子部品製造業者（震災により機械設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
- 二十二 福島県中通りの卸売業者（震災により機械設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
- 二十三 千葉県の水産加工業者（震災により事務所が損壊、風評被害等により売上が減少）
- 二十四 千葉県の自動車販売・整備業者（震災により事務所が損壊）
- 二十五 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により工場、機械設備が損壊、一時工場の稼働停止を余儀なくされた）
- 二十六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場、機械設備が全て流出）
- 二十七 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により機械設備が損壊、津波により設備、原材料が流出）

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
六十一億千七百五十二万七千円
該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 三十四件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
五十二億三千二百二十二万七千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二十五億九千八百十二万三千円

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

岩手県沿岸部の製造業者（津波により工場・材料が損壊）